

提案  
募集

自分のやりたいことを実現しよう！

# 三田市学生 まちづくり 活動費補助金



三田音頭の担い手不足解消



三田ガクチカFESで成果を総括



奇馬富士公園で大型イベント企画

## 申込期間

令和8年4月1日(水)～  
令和8年11月30日(月)まで

## 補助額

補助額 最大

**10万円**

HPはこちら



問い合わせ

三田市役所移住定住促進課

☎ 079-555-6776

ijyu@city.sanda.lg.jp

※予算上限に達し次第、終了

# 三田市学生まちづくり活動費補助金 概要

## 三田市学生まちづくり活動費補助金制度とは

### 【趣旨・目的】

学生まちづくり活動費補助金制度とは、学生の柔軟な発想に基づくアイデア等を活かした事業の提案を公募し、学生や学生団体等に対して、市が補助金を交付し、その資金を活用して学生が実際に活動する制度です。

## 申請対象となる活動について

### 1 対象要件

次の要件をすべて満たす個人または団体を対象とします。

- ①学生、または学生で構成する団体
- ②団体の場合には以下の要件を満たすこと
  - ア 代表者が学生でかつ学生が過半数で構成すること
  - イ 組織及び運営に関する事項を定めていること※団体規約等を定めていない場合は、参考に規約サンプルをホームページに掲載していますのでご活用ください。
- ウ 事務局が国又は地方公共団体でないこと
- エ 宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利活動を目的としていないこと
- ③暴力団又はその構成員の統制下でない者

本制度において「学生」は、高等学校、大学（大学院を含む）、短期大学及び専門学校に籍を置く学生を対象としています

### 2 対象となる事業の要件

学生が主体となって取り組む市内で行う事業で、本市のまちづくりに資する事業を対象とします。また、提案できる事業は同一の申請者につき1事業です。

※次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ①営利を主たる目的とする事業
- ②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- ④学校行事にあたる事業
- ⑤国、県、市、その他公的機関から補助金等の財政的な支援を受けている事業（民間の助成金は除く）

### 3 対象となる活動期間

令和9年3月末までに完了する事業(事前相談は令和8年11月末まで)

- ※ 補助金の交付決定前に開始した事業については、交付決定後の経費が対象となります。交付決定までに終了した事業は補助の対象外とします。
- ※ 事業完了後 14 日以内に事業報告書と収支決算書を提出いただきます。
- ※ 令和9年2月に事業の成果報告又は進捗状況報告（公開）をしてもらいます。

#### 4 補助金額

1 事業あたりの補助金の上限は 100,000 円（1,000 円未満は切り捨て）

#### 5 補助金の対象となる経費(対象経費)

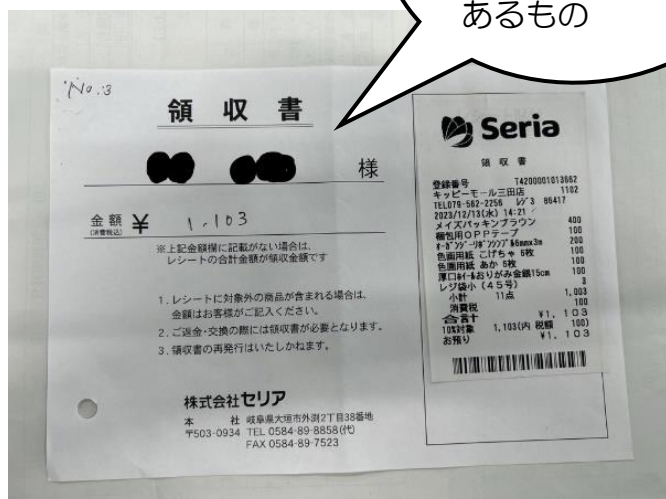
対象活動期間内に行われる事業に、必要な費用を補助します。補助金を使用したすべての経費についての領収書の添付が必要になります。

項目	対象となる経費
謝礼	外部講師等の謝礼
交通費	外部講師等の交通費、事業に必要な交通費(スタッフの事業参加、打合せ、準備作業に必要な交通費) ※ <u>宿泊費は対象外</u> ※対象になる場合や金額の計算方法については問合せください。
消耗品費及び原材料費	事業実施に必要な消耗品費・原材料費
燃料費	作業等に必要な機材等の燃料費
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料等の印刷代、コピー代
通信費	郵便などに必要な経費
保険料	事業実施のためにかかる保険料
使用料・レンタル料	会場の使用料、車両、機械等のレンタル料
その他	その他市長が必要と認めるもの

※ 領収書がない場合や備品の購入、特定の個人への物品提供など、原則として対象外となる経費があります。対象経費については、事前にご相談ください。

<領収書について(例)>

OK 例



購入者、購入日、  
商品名、金額、  
発行者の記載が  
あるもの

NG 例



## 6 事業全体のスケジュール(予定)

スケジュール	やること	必要な書類
やりたいことが決まったら 【4月1日(水)～11月30日(月)の間】	<u>移住定住促進課に事前相談・応募申請書の提出</u> 応募申請書をもとに、提案内容や収支予算などの事前相談を行います。提案内容の概要や注目ポイント、提案にいたるまでの経緯など詳しくお聞かせください。 相談の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。 <u>事前相談及び応募申請書の提出がない事業は本申請できません。</u>	<b>【必要な書類】</b> <b>&lt;個人の場合&gt;</b> ① 三田市学生まちづくり活動費補助金制度 応募申請書(個人用) ② 活動内容・実績のわかる資料(ある場合のみ・任意) <b>&lt;団体の場合&gt;</b> ① 三田市学生まちづくり活動費補助金制度 応募申請書(団体用) ② 団体の規約(定款等) ※定めていない場合は市ホームページに掲載しているサンプルを活用し、作成ください。 ③ 活動内容・実績のわかる資料(ある場合のみ・任意)
事前相談から 2 週間以内	応募申請書の内容を市移住定住促進課職員が要綱に基づき、審査を行います。  <u>審査結果通知(市から通知)</u> 事業採択/不採択を決定し、お知らせいたします。 ※内容によっては、補助額の減額もありますので、ご了承ください。	
審査結果通知の送付から1週間以内	<u>補助金交付申請書(本申請)の提出</u>	<b>【必要な書類】</b> ① 補助金等交付申請書 ② 債権者登録申請書
補助金交付申請書の提出から2週間以内	<u>補助金交付決定通知(市から通知)</u>	※交付決定通知の日付以降の領収書から補助対象となります。 領収書は、報告時に必要です。大事に保管してください。
交付決定後～1月末まで	<u>(必要に応じて)担当課と事業内容の相談・事業実施</u>	※市役所にはこまめに相談しましょう。

令和 9年 2 月中（日程未定）	<u>三田ガクチカ FES～学生ので、未来を創る～にて成果発表</u> 2月中に成果報告会又は活動の進捗状況の発表をお願いします。	【必要な書類】 詳細決まり次第、適宜ご案内いたします。
令和 9年 3 月末まで	<u>事業完了</u> <u>実績報告書・補助金請求書の提出</u> <u>補助金支払い</u> 早くに事業が完了する場合には、完了した時点で提出していただきます。 <u>必ず完了から 2 週間以内に提出してください。</u>	【必要な書類】 ① 補助事業等実績報告書 ② 収支決算書 ③ 報告書 ④ 領収書 ⑤ 補助金等交付請求書
実績報告から 2 週間以内	<u>補助金等確定通知書（市から通知）</u>	

## 応募手続きについて

### 1 募集期間 令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）まで

※予算額に到達し次第、申請受付を締め切ります。

### 2 提出書類

様式は、市ホームページ（ホーム＞組織から探す＞総合政策部＞移住定住促進課＞補助金・助成金＞学生のまちづくり活動費補助金）に掲載しています。

### 3 提出先と提出方法

上記応募書類を記入の上、市ホームページ内の申請フォームに添付し申込み

※応募にかかる経費は、申請者の負担とします。

※提出された応募書類は、返却しません。

※提出された応募書類は、個人情報保護の保護対象となる部分を除き公開します。

## 提案事業の選考について

### 1 選考の方法

申請者及び事業の内容が、要件に該当するかどうかを応募書類により審査します。

地域課題の解決をテーマとする事業かどうかを中心に、主体性や実現可能性などの観点から総合的に審査します。

※事業採択の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定します。事業が採択されない場合や、希望した金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

## 採択後の手続き・事業報告について

採択された事業の完了後等に必要な書類や提出時期は、採択された個人・団体にお知らせします。

【問い合わせ】

三田市 総合政策部 移住定住促進課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1

TEL：079-555-6776 メール：ijyu@city.sanda.lg.jp